

○神川町社会福祉協議会指定通所介護、指定介護予防通所介護及び第一号通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会が開設する「いこいの郷デイサービスセンター」(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護、指定介護予防通所介護及び第一号通所事業(以下「指定通所介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態である利用者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 指定介護予防通所介護及び第一号通所事業の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う主たる事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いこいの郷デイサービスセンター
- (2) 所在地 埼玉県児玉郡神川町大字関口90番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たるものとする。
- (2) 生活相談員 1人以上
利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 看護職員 1人以上
利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (4) 介護職員 5人以上
利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1人以上 ※看護職員が兼務
機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)
- (2) 営業時間 10時から16時までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は30人とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴(一般浴・機械浴)
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態チェック

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の額を徴収する。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
- ・ 通常の実施地域を越えた地点から片道、10キロ未満 500円
 - ・ 通常の実施地域を越えた地点から片道、10キロ以上 1,000円

(2) 食費 1食当たり590円

(3) おむつ代 実費

(4) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、神川町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供中に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えるため、消防計画、風災害、地震等に対処するための計画を作成し、防災管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第14条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した事業に関し、町が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該町の職員からの質問若しくは照会に応じ及び町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した事業に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した事業に関する利用者から苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するように努める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会会長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年10月 1日から施行する。

この規程は、平成13年 1月15日から施行する。

この規程は、平成14年10月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。